

既存の計画への追記による避難確保計画の作成例

消防計画に追記する例 … 以下の5項目を追記

①計画の目的に「津波に係る避難」を追記

目的に、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づく円滑かつ迅速な避難の確保の項目を追記する。



1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項及び水防法第15条の3第1項及びに基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の津波及び洪水時（高潮時（適宜選択））の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

②防災体制の内容に「津波」の項目を追記

「防災体制」の項目に「津波」に係る項目を追記する。



3. 防災体制

(1)津波

①津波到達時間が短い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注2)
注意体制	・ 緊急地震速報	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・ 津波注意報発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・ 避難指示(緊急)の発令 ・ 津波警報、津波特別警報(大津波警報)発表 ・ 危険の前兆を確認等(注1)	避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

(注1)

市による避難指示(緊急)の発令が間に合わない場合もあるため、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

(注2)

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

② 津波到達時間が長い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注2)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 津波注意報発表 遠地地震に関する情報 	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始の発令 津波警報発表 	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告、避難指示(緊急)の発令 津波警報発表(標高の低い地域の場合) 津波特別警報(大津波警報)発表 危険の前兆を確認等 	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

(注)

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

前ページの続き

- ・ 気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(2) 洪水
(以下、省略)

③情報収集及び伝達に津波情報を追記
津波に係る情報収集を追記する。



4. 情報収集及び伝達

- (1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ(防災ラジオ)、豊橋ほっとメール インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
気象情報	テレビ、ラジオ(防災ラジオ)、豊橋ほっとメール、 インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
洪水予報、水位到達情報	豊橋ほっとメール、 インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
避難準備・高齢者等避難開始、避難 勧告、避難指示(緊急)	同報系防災無線、テレビ、ラジオ(防災ラジオ)、豊橋ほっとメール、 インターネット(市役所のウェブサイト)

- ・ 別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ・ 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●(避難場所)へ避難する」旨を連絡する。
(ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。)
- ・ 児童を避難させる場合には、豊橋市○○課(連絡先)に「これより●●●●(避難場所)に避難する」旨を連絡する。
- ・ 児童を避難させる場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●(避難場所)へ避難する。児童引き渡しは●●●●(避難場所)において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。(ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。)
- ・ 避難の完了後、豊橋市○○課(連絡先)に避難が完了した旨を連絡する。
- ・ 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより●●●●(避難場所)において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

④津波発生時の避難誘導の項目を追記

津波に係る避難誘導の項目を追記し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

※ 震災時等の避難場所、避難経路が津波発生時と同様の場合は、これを引用する。



5. 避難誘導

(1)津波

① 避難場所等

- ・避難場所は、〇〇町〇丁目「〇〇公園」とする。
- ・津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

② 避難経路

- ・避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」とおりである。

③ 避難誘導方法

- ・日頃より、避難場所(施設外と施設内)や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所(「〇〇公園」又は「施設の〇階」)及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- ・施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ・避難所等までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所等			<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両()台
屋内安全確保			

(2) 洪水

(以下、省略)

⑤「別添1 自衛水防組織活動要領」の追記

自衛水防組織活動要領に津波発生時の内容を追記する。



別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、津波の発生時又は洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、津波の発生時又は洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

(以下、省略)